

岡山市発注の建設工事における前払金の使途拡大の取扱いについて

令和3年3月31日

本市発注の保証事業会社の保証に係る建設工事に要する経費について行う前払金の使途拡大措置の適用対象を変更し、その取扱いを下記のとおりとします。

記

1 適用対象

<変更前>

平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるもの

<変更後>

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるもの

2 前払金の使途拡大措置の適用手続き

(ア) 令和3年4月1日以降の契約に係る工事の場合は、<別紙1>の「岡山市工事請負契約約款（令和3年4月1日最新改正）」により契約締結していただくため、特別な手続きは不要です。

(イ) 平成28年4月1日から令和3年3月31日までに契約締結した工事のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに払出しが行われるものについて拡大措置の適用を希望する場合は、工事担当課に協議請求し、変更契約の手続きが必要です。

※（イ）については、添付書類参考

岡山市財政局財務部契約課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1736
	E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp

<別紙 1 >

岡山市工事請負契約約款

制定 平成 8 年 1 2 月 6 日

最新改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 条～第 3 6 条 省略

(前払金の使用等)

第 3 7 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 1 0 0 分の 2 5 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 3 8 条 以下省略

年 月 日

岡山市長 様

受注者 住 所
会社名
代表者名

印

建設工事における前払金の使途拡大措置の適用について（協議）

年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について、岡山市工事請負契約約
款第61条の定めに基づき、「平成 $\left(\begin{array}{c} 28 \\ 29 \\ 30 \\ 31 \end{array} \right)$ 年度、令和2年度の建設工事の前払金の使途拡
大措置」を適用したいのでお願いします。

記

1 契約番号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日から 年 月 日まで

5 請負代金額 円

※本様式を添付のうえ、工事打合簿等により協議を行うこと。